

電話再診による処方箋発行の終了について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、診療報酬上の臨時的な取り扱いの特例措置として慢性疾患で医師が電話での診察が可能と判断した場合には電話再診を行ってまいりましたが、厚生労働省よりこの特例措置は令和5年7月31日をもって終了すると通達がありました。

それに伴い当院での電話再診は令和5年7月31日をもって終了とさせていただきます。

8月1日からは、従来どおりに外来を受診していただきますようご理解とご協力をお願いいたします。

病院長